

## 第1子、第2子、第3子の数え方

例1 14歳～2歳までの児童が4人いる場合

年齢	順番	手当月額	区分
14歳	第1子	10,000円	中学生の第1子
9歳	第2子	10,000円	3歳以上小学校修了前の第2子
7歳	第3子	15,000円	3歳以上小学校修了前の第3子
2歳	第4子	15,000円	3歳未満の第4子

この例の場合、高校卒業に相当する年齢までの児童は、14歳から2歳までとなり、児童手当においては、児童が4人ことになる。そして、7歳の児童は第3子として数えられ、児童手当は月額15,000円となる。

例2 17歳～6歳までの児童が4人いる場合

年齢	順番	手当月額	区分
17歳	第1子		支給対象外児童の第1子
14歳	第2子	10,000円	中学生の第2子
10歳	第3子	15,000円	3歳以上小学校修了前の第3子
6歳	第4子	15,000円	3歳以上小学校修了前の第4子

この例の場合、高校卒業に相当する年齢までの児童は、17歳から6歳までとなる。17歳の児童は、児童手当の支給要件児童にはならないため、その分は支払われないが、児童の数には入るため、10歳と6歳の児童は第3子以降となり、児童手当は月額15,000円が支給される。